広報 あかいけ

発行所　赤池町役場　　編集　総務課 文書広報係　☎（代表）2004
印刷所　赤池印刷　　毎月　1回発行

町の人口

人口	9,601人	（増30）
男	4,578人	（増19）
女	5,023人	（増11）
世帯数	3,137世帯	（増14）

出生	10人	転入	60人
死亡	11人	転出	29人

（56年10月末日現在）

多彩な催しの文化祭

“商工まつり„ も開かる

広げよう文化の輪

〔写真・上は商工まつり風景
右上・民謡＝大森洲山会のみなさん　　右下・酒井めぐみさんと池田みゆきさん〕

56年 12月 No.227号

今年で10回を迎える町民文化祭が、11月2日・3日の両日、盛大に開催されました。

一日目の囲碁大会、曩祖太鼓演奏会を皮切りに、二日目は、町文化団体主催の日舞、民謡、詩吟、音楽等の芸能発表大会。また、町民会館大ホールでは、絵画、書、生花、写真、盆栽、焼物、手芸品など600点余りの作品が展示され、町民のみなさんの日ごろの隠された才能が披露されました。

また、公民館茶道教室の茶会、料理教室によるバザーも行われました。2日は、あいにくの雨でしたが、3日の文化の日は、この祭典を祝うかのように晴天に恵まれ、同時に町民会館前広場で行われた商工青年部主催の商工祭りと共に、深まる秋を満喫しました。

現在、赤池町には12の文化団体があり、それぞれ練習に励んでおります。そして、練習の成果を町民文化祭で発表しています。みなさんも、町の文化団体に加入して、今、隠れている能力、個性を磨いてみてはいかがですか。

みなさんの手で、赤池町の文化の輪を、もっともっと広げようではありませんか。

12月は 固定資産税 4期分 国民健康保険税 5期分 の納税月です。

○○○○○○○ 文化祭展示風景

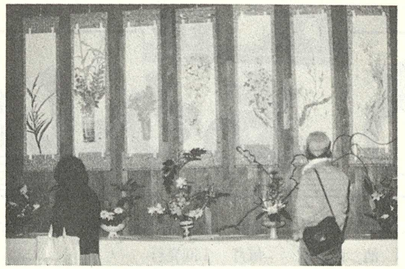

▶生け花と掛け軸絵画

養命大学のみなさんの作品◀

もうすぐ一年生

来春新入生の健康診断

十一月十一日、上野小学校、十二日に市場小学校で来年四月新一年生になる園児の健康診断と知能テストが行われました。

両校の入学予定者は、次のとおりです。

○上野小＝三十八人
○市場小＝百二十四人

〔アーンして、むし歯はないかな・上野小で〕

▼りっぱなもんやねー

人間関係のトラブルは人権擁護委員に相談を

人権週間　12月4日～10日

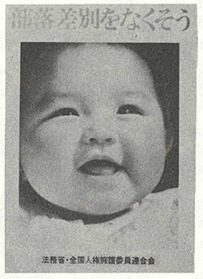

十二月四日から十日までは、第三十三回「人権週間」です。

福岡法務局・福岡県人権擁護委員会連合会では、本年度の啓発重点目標を

◎人権の共存――互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係をつくろう。
◎部落差別をなくそう。
◎青少年の健全な育成に努めよう。
◎国際障害者年にあたり、障害者の権利保障、社会への完全参加と平等を促進しよう。

と定め、関係団体の協力を得て人権思想の普及徹底につとめています。

皆さんの身のまわりで、無理を強いられたり、不当な差別を受けたり、老人・子供、身体の不自由な方で虐げられている人などはありませんか。もしもあるときは、人権擁護委員、または法務局、およびその支局にお申し出ください。調査のうえ、そのような事実が認められるときは、適切な処置がとられます。

また、人権問題に限らず、家庭内の問題や相続問題、金銭貸借問題、そのほか、いろいろな問題でお困りの方は、いつでも気軽にご相談下さい。相談は無料で、秘密は固く守られます。

◎赤池町の人権擁護委員

岡田　宗治氏　（本町）

守れ人権

赤池町人権尊重旬間

12月4日～12月13日

―― 行事ご案内 ――

◇12月4日(金)　街頭啓発活動
◇12月4日(金)～12月13日(日)　町内「網の目」啓発活動
◇12月7日(月)　特設人権相談日（10：00～15：00　福祉センター）
◇12月12日(土)　人権問題講演会（13：30～4：30　中央研修所）

許すな差別

今月のこよみと行事

1日(火)　鉄の記念日、映画の日
　歳末たすけあい運動（～25日まで）
4日(金)　人権週間始まる（～10日まで）
6日(日)　福岡国際マラソン
7日(月)　心配ごと相談日（10:00 福祉センター）
　特設人権相談日（10:00 福祉センター）
8日(火)　針供養
9日(水)　子宮・乳ガン検診（9:00 岡相好策 9:00 中央研修所）
10日(木)　インフルエンザ（13:30 町民会館）
11日(金)　世界人権デー
　生ワクチン（13:30 町民会館）
12日(土)　年末年始交通安全運動始まる（～11日まで）
　人権問題講演会（13:30 岡相好策 13:30 中央研修所）
15日(火)　麻しん接種（13:30 町立病院）
　エンゼルクイズ締切り
17日(木)　年賀郵便特別扱開始
18日(金)　心配ごと相談日（10:00 福祉センター）
21日(月)　三種混合（13:30 町民会館）
22日(火)　乳児保育相談（13:30 町民会館）
25日(金)　インフルエンザ（13:30 町民会館）
27日(日)　冬至
28日(月)　クリスマス
31日(木)　心配ごと相談日（10:00 福祉センター）
　ご用納め
　大晦日

個人で中野亜子さん（中学）木村陽子さん（小学）が優勝

第八回赤池町少年剣道大会

〔香月町長から表彰を受ける木村陽子さん〕

十一月八日、午前九時半から、町民会館で第八回赤池町少年剣道大会が行われました。

今回は、出場選手を田川市郡に限り招待し、中学生十一チーム、小学生二十チーム、女子個人戦に小・中学生四十六人、合計百九十六人の選手が参加、町長旗、議長杯の争奪戦を展開しました。

入場行進、香月町長の挨拶、小松副議長の歓迎の言葉のあと、女子個人戦を皮切りに、一年間の練習の成果を発揮せんと、寒さを吹き飛ばす熱戦となりました。

赤池誠心館チームの成績は次のとおりです。

【団体】小学生チーム＝決勝三位入賞
▽中学生チーム＝予選二位
（㊫長谷川敬二㊥中野亜子㊥中野守㊧平野真弓㊨鶴六雄）
【個人】小学生低学年＝優勝・木村陽子▽小学生高学年＝三位・平野カオリ▽中学生＝優勝・中野亜子、三位・平野真弓　（敬称略）

青少年健全育成大会開かる

約三〇〇人が参加……

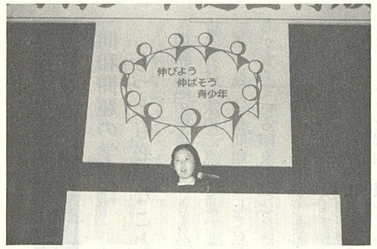

〔小野彰子さんの主張〕

赤池町青少年問題協議会主催の昭和五十六年度青少年健全育成大会が、十一月十四日、町同和対策中央研修所で約三百人が参加して開催されました。

これは、十一月の強調月間に合わせて、深刻化する青少年の非行に青少年自身と周囲の大人たちが、社会における自らの役割と、責任を自覚し、家庭、地域で今何をなすべきかを共に考える、という趣旨で行われたものです。

中学各学年から二人づつの六人が、「少年の主張」を発表。また、十一支所公民館長の猪口博好さんが「私の地域における育成活動」と題した事例発表を行ない、続いて、福岡県立少年自然の家所長徳田倫甫、RKB毎日放送編成課長相賀和宏、苅田町社会教育課主事野中五郎の各氏によるパネルディスカッションが行われました。

最後に大会宣言文が採択され、大会を終りました。

なお、「少年の主張」の発表者は次のとおりです。

○「いま、学園から訴える」　小野　彰子（中一）
○「ひとつの出合い」　丸山　晴生（中一）
○「私の挑戦」　田村　由美（中二）
○「同世代への提言」　熊谷　郁子（中二）
○「ひとつの出合い」　御領　睦美（中三）
○「わたしの挑戦」　松井　道代（中三）

以下、大会宣言文を紹介します。

大会宣言文

あすの郷土あかいけをにない、将来の日本を築くものは青少年であります。青少年が健全に成長することは、われわれの誇りであり、その限りない発展に力を尽くすことは、われわれの責任であります。

ここに、われわれ赤池町民は、「すこやかに育てよう次代の主役」を合い言葉に、町民一体となって青少年によい環境を与え、青少年の社会参加を進めることを赤池町青少年健全育成大会で宣言します。

昭和五十六年十一月十四日
赤池町青少年健全育成大会

不法電波使用は20万円以下の罰金

不法市民ラジオを追放しよう

突然、テレビの画像が乱れたり、ラジオに放送とは関係ない音声が入ったり――こんな経験はありませんか。

このような電波の混乱は、とくに街道沿いに多く発生しますが、これは、自家用車やトラックなどから発射されたハイパワー市民ラジオ（不法のトランシーバー）による不法電波がその主な原因です。

この不法電波は、テレビやラジオの受信に障害を与えるだけでなく、陸上や海上の無線局にも混信をもたらしています。

とくに、漁船が遭難した場合など、不法電波のために、もし通信ができなかったということにでもなれば大変です。

そこで、これらの不法電波を一掃するため、昭和56年5月に電波法の一部が次のように改正されました。

不法電波を発射する無線機を使った者に対する罰金が従来の「5万円以下」から「20万円以下」に引き上げられました。56年11月から適用されています。

また、昭和58年1月からは、不法電波を発射する無線機を持っているだけでも改正電波法が適用され処罰されることになります。

無線機を使うときは、郵政大臣の免許が必要です。

わたしたちの生活に深いかかわりを持つ電波を、正しく有効に使うために、不法電波を発射する無線機は絶対使わないようにしましょう。

赤池吟詠会が寄付

曩祖太鼓公演カンパ資金

町民文化祭の前夜祭で行われた飯塚の曩祖太鼓公演が成功に終り、主催した赤池吟詠会（太田欣平会長）は、十一月九日、カンパ等の資金五万円を、赤池町身体障害者福祉会（岩城辰美会長）に贈りました。

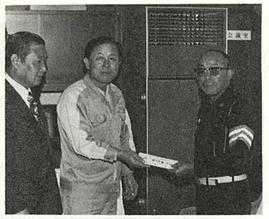

〔岩城会長（右）と太田会長（中）〕

税の受付けは三十日午前中まで

役場の一般事務は、二十八日でご用納めとなりますが、税金の受け付けは、三十日午前中まで行ないます。

死亡届等は、日直者にお申し出ください

緊急な事態や、火葬認可証（死亡届）等が必要な場合は日直者がおりますので、お申し出ください。

差別をなくすために⑫

同和問題の学習にもっとも必要なこと

同和問題の学習にもっとも必要なことは、次の二点だと思います。

第一は、同和問題に関して私たちがもっている印象や観念を捨てて、謙虚に学習する態度をもつことです。大変残念なことですが、同和問題に関する誤った考えや感情は、まだまだ根強く残っています。親や友だちから誤った印象や観念を植えつけられている人は決して少なくありません。謙虚に、素直な気持ちで学習しない限り、正しい理解がもてるはずはありません。「学ぶことは、誠実さを胸に刻むことである」と言っている人がいます。謙虚に学習を進められるよう期待します。第二は、現象を表面的にとらえるのではなく、なぜ、そのような現実があるか、その原因を深く掘りさげていく態度をもつことです。すべて、ものごとには原因と結果があるはずです。原因と結果を混同することなく、構造的にものごとを理解していくことが必要です。同和問題を学習するにあたっては、特に、この態度が必要なことを強調したいと思います。謙虚に、その原因と結果を混同しないように、深く問題を掘り下げて学習する必要性を望みます。

部落解放の課題の認識

次に、同和問題を解決するためには何が必要か、ということですが、この点について誤った考えをもたれてはなりません。

❶結婚によって部落差別はなくなるか。今でも差別によって、尊い生命を自ら絶ち、結婚後も破局に陥っている例は少なくありません。具体的な事例は九月号で紹介しましたが、部落差別をなくし、結婚差別をなくすことが必要であり、結婚によって問題が解決すると考えることは本末を転倒しています。

❷同和地区の人は差別されて気の毒だからみんなが仲よくすれば差別はなくなる。これまで述べてきたように、同和地区の人たちは生きていく権利が著しく侵されています。人間としてだれもが共通に、平等にもっている権利を不当に侵害されている現実に対し、それを奪いかえす、いわば復権の要求をするのは当然のことであり、それは安易な同情によって実現するものではありません。自分を高く位置づけて、同情することは差別的な姿勢です。一九二二年（大正十一年）の水平社宣言は、安易な同情やあわれみを「これ等の人間を勦るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を堕落させ」……と鋭く見抜いています。同情、あわれみによって問題は解決しません。

❸差別は自然になくなるか。確かに「同和問題もまた、すべての社会事象がそうであるように、人間社会の歴史的発展の一定段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象」（同和審答申）です。しかし、一八七一年（明治四年）の「解放令」からすでに百年以上たっています。それなのに、部落差別は今なお厳しく生きています。そして、部落解放運動があったからこそ政治、行政を動かし、ある程度の成果をおさめてきました。同対審答申も部落解放運動の成果として生まれたものです。

❹同和地区の人が、かたまって生活しているから差別されるので、分散して住んだらという考えを「部落分散論」といいます。どこへ住んでもすべての人が差別を受けることなく、しみじみと「生きる喜び」を味わえる社会をつくることが必要です。そのことを忘れて、部落分散論が問題の解決に有効と考えるのは、差別の存在を肯定するものの独善的な論理です。広島のある同和地区は、かって原爆によって一時的には完全に消滅したようにみえましたが、戦後、急速に大きな地区がつくられました。部落差別の厚い壁によって人びとは地区に帰って来たのです。この現状では、同和地区の人たちの居住、移転の自由が、実質的に侵害されていることを意味します。

❺同和地区の人が差別されないように、たとえば、ことばに気をつける。生活態度を改めることが必要というように考えている人。この考えは、結論的にいうと、部落差別が存在している責任を、同和地区の人たちにおしつけている差別者の論理です。同和地区の人たちの言葉が悪いといわれ、適切な使い分けが出来ないのは差別のためです。このことを理解せず、差別の責任、原因を被差別者におしつけるのは不当なことです。差別の原因、差別の根源に目を向けましょう。

（つづく）

まちの文芸

俳句

つれづれに ⑲

（老人ホーム天郷荘）　松本たかし

●秋祭にぎおう老荘山車のきて
●賽銭箱かつぐ子供ら秋祭
●秋祭峡坂山車の上下して
●鉦太鼓山車のいなせや秋祭
●舞すみて楽屋でつかう秋扇
●老いらくの結ばる吉日天高し

（ホームの祝言に）

初秋の俳句の旅 ②

三木　春翁

翌朝七時半頃目を覚すと、窓外は視界ゼロに等しい濃霧であった。朝食後間もなく、三回目の句会が開かれた。

●自然薯の蔓の先まで白露かな
●朝風に鳥威しまで露こぼす　一歩
●川霧の今日の秋晴れ約束す
●喜んでおれず黒穂も豊の秋　天留翁
●びっしりと火虫技（はり）瑪戸と山泊り
●朝鵲（もず）や心ゆくまで宿の温泉（ゆ）に　駒女
●虫の音のなす処みな露おいて
●霧はるる桜落葉を誘いつつ　てい子
●秋暑き旅の一夜でありしかな
●秋も早や風に乗りくる草の絮（わた）　春翁

山鹿より九州横断道路を経て、湯布院の金鱗湖に着いたのは、午後の一時過ぎだった。

金鱗湖の水は美しく澄み、山影を映して静かにさざ波を漂よわせていた。藻の花が咲いているとの知らせに近づけば、何と、可憐にも、あちらこちらの藻叢（もそう）に咲いた真白く小さな花が、まるで水の精のようにちりばめられていた。私は、アッと息をのむように藻の花に見入った。それより一同は、空腹も忘れて思い思いに湖畔の句作に耽（ふけ）った。

二時過ぎ、てい子さんの案内で玉の湯旅館の食堂へ行く。食堂といっても、黒ずんだ昔風の家を再現した趣きの家で、中は幾（いく）つもの部屋に仕切られ、沢山の民芸品が飾られ、私達のついたテーブルの下は掘炬燵（ごたつ）となっていた。

それよりも、注文の山菜料理が運ばれたとき、「これを箸置にどうぞ」と一茎（くき）の野菊や芒（すすき）が各自の前に置かれたとき、私はえもいわれぬ風趣を覚えた。何と心憎いまでの趣向であろう。私は秋草の箸置（はしおき）が、黄金の箸置よりも風雅な、貴いものに思われた。

料理の鍋が沸き立つまでに第四回の句会がその食卓の上で催された。

●藻の花のかぼそく茎のかすかにも
●馬柵（ませ）沈み浮みし花野車（はなのくるま）駆る　天留翁
●藻の花に澄み切ってきし金鱗湖
●湖は淋し藻の花咲きいても　一歩
●箸置きは秋の七草なりしこと
●旅に見る曼珠沙華（まんじゅしゃげ）とは新鮮な　駒女
●里人の障子を洗ふにも捨て温泉（ゆ）
●藻の花に秋風にふと旅疲れ
●由布冷に藻の花遅き金鱗湖　てい子
●藻の花や湖の湧き水輪をひろげ　春翁

その日の帰宅は六時過ぎ。一同和気あいあいで、楽しい俳句の旅でした。

投稿をお待ちします。

ここはあなたが作るページです。写真、詩、ちょっとひとこと。体験談なんでも結構。みなさんの投稿をお待ちします。役場広報係 ☎二〇〇四

年末年始の交通安全運動

昭和56年12月11日～昭和57年1月10日

年末・年始は飲酒する機会が多くなるとともに、交通が混雑し、気ぜわしさも加わって、交通事故の多発が予想されます。

飲酒運転の追放

- 家庭では「飲んだら乗らない。乗るなら、飲まない……飲ませない」の三ない運動を家族ぐるみで実行しましょう。
- 職場では、雇主、安全運転管理者等責任者は、従業員に忘年会、新年会等による飲酒運転防止を徹底しましょう。
- 地域では、町内会、婦人会、PTA等あらゆる組織で話し合い、飲酒運転防止を徹底しましょう。
- 酒類提供者は、車を運転する客には、「酒を飲ませない」を徹底しましょう。

郵便局だより

年末の郵便取扱について

★年賀状はお早目に!!

年賀状は、年末押し迫ってからお出しになると、元旦の配達に間に合わなくなる場合もありますので、早めに準備していただき、十二月二十日までにお出しくださるようお願いします。

★郵便番号は正しくはっきりと!!

郵便物を正確、迅速に処理するため、郵便番号による区分を行っています。郵便番号は正しく、はっきりとお書きください。

★年末の小包みは、十二月十五日までに!!

赤池郵便局

国民健康保険

老人医療は本当に無料？

①お年寄りの医療費の大部分は、国保の負担です。

おじいちゃん、おばあちゃん、病気になったら安心してお医者さんで治してください。

お年寄りは、お金を窓口で支払わなくてもお医者さんにかかれます。でも、誤解しないでください。その医療費の大部分は、みんなが国保税を出し合っている国保で支払っているのです。

②お年寄りの医療費は増え続けています。

お年寄りの医療費は、とても大きな額にのぼっています。昭和五十五年度のお年寄りの医療費は、一人当り平均で年間五十二万二千円ですが、これはお年寄り以外の人の七倍にあたり、国保全体の費用の約五十一％がお年寄りの医療費ということになります。

③どうなるお年寄りの医療

いま百人のうち九人が六十五歳以上のお年寄りです。これが三十四年後の昭和九十年には十八人と二倍に増えると予測されています。わが国人口の高齢化は、諸外国に例を見ないテンポと規模で進む見込みです。それに応じて増え続ける医療費をどうして保険で賄っていくかが、将来にかけての大きな課題となっています。

かけ足でやってくる高齢者社会

（人口高齢化の国際比較）
（資料）総理府「高齢者問題の現状」

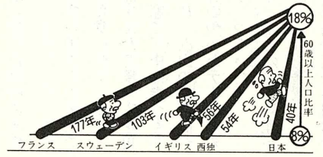

お年寄りの健康と幸せをみんなで考えよう

①病院がお年寄りで一杯と言われるのは？

病院がお年寄りで一杯になっているという声をよく聞きます。確かに数字でみても、昭和五十五年度では、お年寄りは一人平均一ヵ月に八日病院に通っている勘定で、これは他の人の五倍以上になります。こんなにお年寄りが病院に行くのは、体が弱くて病気がちだという理由からだけでしょうか。もちろんそれもありますが、日頃、私たちがあまりお年寄りのことを考えてあげていない、というのも一つの原因となっているのではないでしょうか。

②お年寄りの健康と幸せを考えてあげましょう。

お年寄りは体力が衰えている上に孤独になりがちです。お年寄りにいちばん必要なのは、周囲のものが、お年寄りの健康状態を正しく知った上で、その日常生活にあたたかく気を配っていくことなのです。保険証を渡すだけではダメです。

みんなでお年寄りに合った仕事や奉仕活動をしてもらったり、軽い運動や趣味を通して、お年寄りが生きがいのある生活を送れるように配慮してあげましょう。

健康優良家庭を表彰

十一月五日午前十時より役場で昭和五十五年度の健康優良家庭三十二人が表彰され、記念品（常備薬セット）が贈られました。

表彰者は次のとおりです。

▽増本勇（天郷荘）▽杉本幸則（皿山）▽名本真二（原）▽堀川慶子（堀田）▽城野三男（常福）▽市川孝道（原田）▽定宗泰雄（山崎）▽小松巧（大浦一）▽立花敏廣（八の一）▽黒土ノブ（東組）▽香月光夫（上の原）▽近藤隆市（本町）▽高瀬修三郎（下町）▽刀根直美（下町）▽西村正輝（昭和町）▽井上真吾（猿畑）▽柏　平（連道）▽松尾みつ子（町営伏原）▽松村栄五郎（上寿町）▽林敬司（下桜町）▽大鮫久光（東町）▽戸塚栄太郎（東町）▽川中実（中町）▽田中豊（北町）▽大西鷹之助（西町）▽西森雪雄（西町）▽安田虎男（西町）▽古賀政治（下西町）▽門柳久吉（伏原）▽宮井力（南町）▽白木静子（町営伏原）▽浦田義春（大谷）　（敬称略）

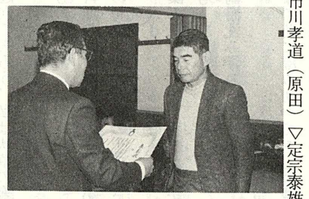
〔香月町長より表彰を受ける柏　平さん〕

国民年金

国民年金の保険料は所得から控除されます

あなたが、昭和五十六年の一年間に納められた国民年金の保険料は、年末調整や確定申告をされますと、その額が「社会保険料」として所得から全額控除され、課税の対象になりません。

配偶者や生計を同じくする扶養親族の保険料についても、あなたの所得から控除されます。

控除される額は

◎一人五十六年一年分完納の場合

①定額保険料　五一、八一〇円
内訳（56年1月分～56年3月分）
（3,770円×3ヶ月＝11,310円）
内訳（56年4月分～56年12月分）
（4,500円×9ヶ月＝40,500円）

②付加保険料　四、八〇〇円
内訳（56年1月分～56年12月分）
（400円×12ヶ月＝4,800円）

なお、定額保険料と付加保険料を納めた人は、①と②を合計した額五六、六一〇円になります。

また、これ以外に昭和五十六年中に、過去に納め忘れた保険料を納めたり、免除になった期間について納めた分があれば、その額も控除されます。

保険料を前納されている場合は、役場年金係におたずねください。

国民年金の納め忘れはありませんか

今年もいよいよ残り少なくなりました。いろいろと出費の多いこのごろですが、国民年金の保険料の納め忘れがないか、もう一度確かめてください。

もし、納め忘れがあると

保険料を納期までに納められませんと、万一ケガをしたり、ご主人が死亡されたとき、障害・母子年金等が受けられなくなったり、また、老齢年金さえも受けられなくなることにつながります。

一年を振りかえって、もし、納め忘れがあったら至急納めるようにしてください。

税よりちょっとお耳を

優良納税組合と組合長を表彰

十月三十日、第二十六回納税組合総会で、昨年度の町税・国民健康保険税に対する税務行政に深いご理解とご協力をいただき、納税についてご尽力された組合と組合長に対し記念品が贈られ、表彰されました。

◎優良納税組合【団体】

上小路、上里の一、大谷、草場上、八の四、上の原三、本町一、車道一、伏原三、南町、第六支部婦人会、第七支部婦人会

◎優良納税組合長【個人】

近藤一（常福）小松君雄（大浦）梶原行雄（春日）藤本昭（猿畑）小島醇（中組）皆川圭典（上の原三）大竹敏広（貴船一）皆川正信（下町一）安藤邦利（暁町）吉田徳太郎（西町、下西町）（敬称略）

〔香月町長より表彰を受けた近藤　一さん〕

なお、五十五年度の町民税、固定資産税などの合計調定額は、二億四千百七十万七千円で、税収額は二億三千七百四十一万三千円（九八・二％）。町民税の納税組合取扱額は一千六百八十三万三千円で一五・六％に当ります。

また、現在町内には百十八の駐在があり、納税組合結成数は、町税で六十七駐在（五七％）、国保税で七十六駐在（六四％）となっています。

歳末納税強調月間

12月1日～12月28日まで

本年度は特に、町財政確立をはかるため、十一月一日から十二月二十八日までの二ヵ月間を納税推進強調月間に定めています。

この期間中、十二月一日から二十八日までの一ヵ月間は、歳末納税強調月間です。

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税について未納のある方は、この期間内に必ず完納されるようお願いします。

税金は町財政確立のための潤滑油です。あなたの税金は、住民福祉増進のため支出され、直接、間接にあなたの生活向上のため還元されるものであります。

また、国民健康保険税は、みんなの医療費に使われる大切な税金です。みなさんの納税成績が悪いと、国からの補助金が大巾に削られます。このようなことのないよう早めに納税を済ませて、明るい新年を迎えましょう。

ありがとうございました

社会福祉協議会

〔寄　付〕

▽十四支所連絡協議会　一万円

〔香典返し〕

金一封　光根　久雄（板取）
金一封　藤井　キク（稲荷）
金一封　中薗　義人（北町）
金一封　長江　武雄（車道）
金一封　中島　健治（市場）
金一封　中村　辰夫（岩屋組）
金一封　藤本　剛（南町団地）
金一封　太田　達彦（原田）
金一封　尾上　チヨ（高尾一）
金一封　塚本　開三（下高尾）
（11月17日現在、敬称略）

※十一月二・三日の町文化祭、商工まつりに協賛して実施した福祉バザーは、町民みなさまのご協力により、大成果をあげることができました。

拠出していただいた品物は五百点を越え、二日間で完売し、売上げ金額も二十四万五百五十五円に達しました。

なお、ご協力いただきましたみなさんのお名前は、次回社協だよりに掲載させていただきます。

エンゼルクイズ

【第64回出題】

エンゼルは天使のつかいです
あなたに幸ありますよう……

〔問　題〕

1、次のうち水に浮くものは？
Ⓐくり　Ⓑダイコン　Ⓒじゃがいも

2、10月13日、2回目の打ち上げが行われた米の宇宙連絡船（スペースシャトル）の名称は？
Ⓐコロンビア号　Ⓑスプートニク号
Ⓒルナ2号

3、町の三役といったら誰と誰？
Ⓐ助役、収入役、議長　Ⓑ町長、議長、収入役
Ⓒ町長、助役、収入役

4、10月13日、気球による初の太平洋横断に成功した、ダブルイーグル5号、何日間で横断した？
Ⓐ約3日半　Ⓑ約7日半　Ⓒ約10日

5、東京六大学野球早慶戦、慶大のマスコットは？
Ⓐフクちゃん　Ⓑドナルドダック
Ⓒミッキーマウス

〔応募の要領〕

正解のＡＢＣいずれかの記号を官製ハガキに記入のうえ、12月15日までに赤池町役場総務課文書広報エンゼルクイズ係までお送り下さい。なお住所、氏名を明記して下さい。

抽せんで正解者3名様に記念品を贈ります。

▷例　問題1 B　問題2 B　問題3 C

【第63回の解答】

1 Ⓑ　2 Ⓑ　3 Ⓐ　4 Ⓒ　5 Ⓑ

【正解者】

今回の応募総数13通のうち、正解者は3名でした。問5の間違いが多かったようです。次の方に記念品を贈ります。　（敬称略）

▶矢山　洋（上野大久保）
▶原　栄子（上野大久保）
▶市川裕一（市場石松）

12月福祉センターの行事

〔休　館　日〕
7日、14日、21日、28日
※正月休み 12月31日～1月4日

〔心配ごと相談日〕
7日、17日、27日
午前10時から3時まで

〔演　芸　日〕
3日、6日、10日、13日
17日、20日、24日、27日

〔福祉バス運行日〕
2日、3日、5日、6日
9日、10日、12日、13日
16日、17日、19日、20日
23日、24日、26日、27日
30日

〔仏教法話会〕
12月はお休みします。

お知らせ

忘れないで心にとめておきましょう。

戸籍謄・抄本などが必要な方はお早目に

戸籍業務は28日まで

年末年始の戸籍窓口業務は次のとおりです。戸籍謄・抄本、印かん証明など必要な方は、お早目に手続きをお済せください。(休日でも死亡届は受け付けます。)

▼12月28日(月)　ご用納め
▼12月29日(火)　休　業
　～
▼1月3日(日)　休　業
▼1月4日(月)　ご用始め

戸籍住民係

年末の節水にご協力を

お正月の準備はお早目に

一年のうちで最も水の使用が多いのは十二月二十九日・三十日・三十一日の三日間です。

この期間は、新年を迎える準備の料理作り、掃除、洗濯、洗車など各家庭で一斉に水を使用するからです。

このような状況により断水のおそれがありますので、特に年末のお正月の準備は計画的に、能率的にすませて、できるだけ節水にご協力下さい。

水道課

年末・年始のし尿ゴミ収集について

十二月三十一日(木)から一月三日(日)まで休みです。したがって、収集日が次のように変わります。

もえるゴミ

▽二十八日の地区→二十七日に
▽二十九日の地区→二十八日に
▽三十日の地区　→二十八日に
▽三十一日の地区→二十九日に
▽一月一日の地区→十二月三十日に

もえないゴミ(土曜日)

一月に限り一週ずれます。

▽第一土曜の地区→第二土曜日に
▽第二土曜の地区→第三土曜日に
▽第三土曜の地区→第四土曜日に
※下田川鹿芥清掃センターの受け入れも、十二月三十一日から一月三日まで休みです。

し尿処理

十二月三十一日から一月三日まで休みです。十二月二十日(日)、二十七日(日)は平常どおりです。

※ゴミは水分をよく切って、ゴミ袋に入れ、当日の朝、収集車のとりやすい所に出しましょう。

※ゴミ袋は、役場衛生係で十枚九十円でおわけしています。

社会衛生係

自動車保険相談

交通事故のご相談はご遠慮なくどうぞ。相談は無料です。

▼毎日（日・祭日は除く）午前9時30分～午後4時30分まで。
　※土曜日は正午まで。
▼弁護士相談日（毎週金曜日、午後1時～4時まで）無料。
▼問い合わせ先
小倉自動車保険請求相談センター（小倉北区紺屋町、明治生命小倉ビル内）
(電)093→521→2140

公給領収証を受取りましょう

料理飲食等消費税とは、みなさんが料理店・バー・キャバレー・飲食店・旅館などを利用された場合に、その利用料金の十%が税金となり、料金と併せて請求される税です。

また、仕出し屋や料理店等から家庭や公民館などに出前を受けた場合も同じように課税されることになっています。

なお、旅館では一人一泊二食四千円以下、飲食店（仕出し、出前を含む）などは、一人二千円以下の料金には税はつきませんが、料理店・バー・キャバレーなどは、すべて税がつきます。

税がついた場合、経営者は皆様方に公給領収書をお渡しすることになっていますので、必ず受けとり、お確めください。

田川財務事務所

在日外国人にも国民年金の道

いままで国民年金の加入対象は、日本国内に住む日本国民だけに限られていましたが、こんど広く一般の在日外国人にも国民年金加入の道が開かれることになります。

これにより、日本国内に住む外国人のうち二十歳以上六十歳未満の人で、他の公的年金制度に加入していなければ、国民年金の加入者になることができ、保険料を納め、それぞれの年金の要件を満せば年金が受けられることになります。

なお、この実施時期については昭和五十七年一月一日の予定です。

国保年金係

無縁墳墓の改葬

次の件に縁故者があれば、期日までに届け出て下さい。

▼墓地の所在地および名称
①宮崎市大字加江田字平田三五番地　山下第一墓地
②同三八番地　山下第二墓地
③宮崎市大字熊野字前原八三三〇番地　熊野第一墓地
④同八三九〇番地　熊野第三墓地
⑤同八四〇三番地　熊野第四墓地
▼墳墓の数
①32基　②3基　③17基　④81基　⑤37基
▼届出先　宮崎市大字熊野四九七番地の一　宮崎県学園都市建設用地事務所
▼届出期限　12月30日

急募!!

管理人の募集

天郷青年の家では、現在、管理人を募集しています。

▼条件　四十歳以上六十歳までの女性で住込みのできる人。
詳しくは青年の家に連絡してください。
▼(電)赤池2152番

今年も押し迫って来ました。一年間、広報に対する貴重なご意見、ご投稿を多数いただき、ありがとうございました。良いお年をお迎え下さい。

文書広報係